

浦 監 第 354 号  
令和 5 年 11 月 17 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 宝 新

#### 浦安市職員措置請求について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 9 月 19 日に提出された浦安市職員措置請求について、その結果を別紙のとおり公表します。

## 浦安市職員措置請求について

令和5年9月19日付けで提出された標記の件について、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を欠くものであると判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

### 記

#### 1 請求要旨

浦安市職員措置請求書（二組の委託作業日報）の要旨を次のように解した。

東野3丁目コモンシティ街区の緩衝緑地帯の2022年度の植栽管理業務について、市長と株高島造園土木の間で契約締結され、みどり公園課長の専決処分権限により、公金が支出されている。

検査調書は2022年11月10日に提出された委託作業日報と照合し「合格」としたものであるが、2022年8月分としては9日分の委託作業日報（有印）が提出されている。一方、別の住民監査請求に係る資料として監査委員に2022年8月分として11日分の委託作業日報（無印）がみどり公園課から2022年9月26日に提出されている。有印と無印の委託作業日報は内容が異なるものである。

無印の委託作業日報は、みどり公園課が監査委員に提出しており、作成者が誰であれ、浦安市公文書管理規則第2条第4号に該当する公文書である。有印の委託作業日報は、株高島造園土木がみどり公園課に提出したもので同規則同条同号に該当する公文書である。

二組の記載内容が異なる有印と無印の「委託作業日報」が存在しているという事実は、二組の「公文書」のいずれかまたは両方の記載内容が真実でないことを示している。

内容の異なる二組の委託作業日報が使用されたことに、予算執行者は責任を負わなければならない。よって、みどり公園課長が公文書の適切・適法な取り扱いを怠ったことを改めること、及び市長が予算執行者を適切に指導することを怠ったことを改めることを請求する。

#### 2 判断理由

本件措置請求について、次のように判断した。

地方自治法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求できる制度である。

その対象は、当該普通地方公共団体の執行機関や職員の財務会計上の違法若しくは不当な行為として①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、怠る事実として⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限られている。

住民監査請求は、住民からの請求に基づいて、地方公共団体の執行機関又は職員の行う違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当な怠る事実の発生を防止し、若しくは是正し又はこれらによって当該地方公共団体の財務の適正を確保し、住民全体の利益を保護することを目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではない。

本件措置請求について、請求人が「二組の記載内容が異なる「委託作業日報」が存在しているという事実は、二組の「公文書」のいずれかまたは両方の記載内容が真実でないことを示し、内容の異なる二組の委託作業日報が使用されたことは公文書の適切・適法な取り扱いを怠った」と主張していることについては、財務会計上の行為又は怠る事実ではなく、一般行政上の行為を怠る事実の措置を求めるものである。

よって、請求人が本措置請求の対象とする行為は、地方自治法 242 条第 1 項に規定する「財務会計上の違法若しくは不当な行為又は違法若しくは不当な怠る事実」に該当しないと判断した。

以上のことから、本件措置請求を却下とする。